

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-2-3 千代川ビル 4階

## 免税事業者からの課税仕入れの消費税の経過措置

**Q** インボイス登録をしていない事業者に対して課税仕入れを行った場合、経過措置として80%の消費税を仕入税額控除できると思いますが、この期限はいつまででしょうか？法人と個人の場合で期限は変わるのでしょうか？

### 解説

インボイス未登録業者（免税事業者など）からの課税仕入れについては、経過措置がありますが、期限等については相手が法人でも個人でも違いはありません。

#### 1. 経過措置の内容

インボイス未登録業者（免税事業者など）からの課税仕入れについては、以下の控除割合で仕入税額控除が認められています。

- ・2023年10月1日～2026年9月30日：仕入税額の80%相当額を控除
- ・2026年10月1日～2029年9月30日：仕入税額の50%相当額を控除
- ・2029年10月1日以降：全額控除不可

#### 2. 法人・個人の違い

この経過措置は、法人か個人かに関わらず、同じ期限・同じ割合が適用されます。

#### 3. まとめ

- ・80%控除できるのは、2023年10月1日～2026年9月30日までですので、**来年の9月30日が期限となります。**
- ・その後は段階的に縮小され、最終的にはゼロとなります。
- ・上記の取り扱いに法人・個人の差はありません。

## 要するに…

2023年10月から始まったインボイス制度ですが、様々な経過措置が設けられていますが、免税事業者への支払いに係る経過措置については、**来年の9月30日**となっております。この期限については、法人でも個人でも取り扱いに差はありません。